

※記載は、平成26年6月1日改正前のものです。

改正後については、道環境生活部から送付が有り次第、送付します。

(1) 労働安全衛生法・石綿障害予防規則による規制

建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体等に係る主な対策

① 事前調査

事業者は、建築物等の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ、石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければなりません。

- ・調査の結果、石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査し、その結果を記録しておかなければなりません。
- ・また、これらの調査を終了した日、調査の方法及び結果の概要について、労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。
- ・ただし、石綿等が吹き付けられていないことが明らかで、石綿が使用されているとみなして対策を講ずる場合、分析調査の必要はありません。

② 作業計画

事業者は、石綿が使用されている建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等、封じ込め又は囲い込み作業を行うときは、あらかじめ次の事項が示された作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わなければなりません。

- ・作業の方法及び順序
- ・石綿粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ・労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法

③ 届出

- a 耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業については、工事開始の14日前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- b 建築物又は工作物の解体等の作業のうち、次の作業については、工事開始前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。

- ・石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の解体等の作業
- ・封じ込め又は囲い込みの作業
- ・a以外の吹付け石綿の除去作業

④ 特別教育

事業者は、石綿が使用されている建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業に従事する労働者に次の科目について、それぞれカッコ内の時間以上教育を行わなくてはなりません。

- ・石綿の有害性（30分）
- ・石綿等の使用状況（1時間）
- ・石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置（1時間）
- ・保護具の使用方法（1時間）
- ・その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項（1時間）

※ 事業者は、特別教育を行ったときは、受講者・科目等の記録を作成し3年間保存しておかなければなりません。なお、事業者の代わりに特別教育を行っている団体等もあります。

⑤ 石綿作業主任者

事業者は、必要な技術講習を終了した者のうちから石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければなりません。

- ・作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないよう に、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ・局所排気装置、ブッシュブル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
- ・保護具の使用状況を監視すること。

※ 石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任します（平成 18 年 3 月までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者も石綿作業主任者になる資格があります）。

石綿作業主任者技能講習は、都道府県労働局長の登録を受けた者（登録教習機関）が行っています。北海道労働局長の登録教習機関は次のとおりです。

(H20. 11. 1現在)

名 称	所 在 地	電話番号
(社) 北海道労働基準協会連合会	札幌市北区北 7 条西 2 丁目 6 37 山京ビル 203 号	011-747-6141

⑥ 保護具等、器具等

- a 石綿が使用されている建築物等の解体等の作業、封じ込め 又は囲い込みの作業を行うときは、労働者に呼吸用保護具(防じんマスク又は送気 マスク等)、作業衣又は 保護衣を使用させなければなりません。
- b 隔離した作業場所における吹き付けられた石綿等の除去の作業にあっては、呼吸 等保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する送気 マスク等に限ります。
- c 労働者を臨時に就業させる建築物の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等 によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるとき は、呼吸用保護具、作業衣又は保護衣を使用させなければなりません。

⑦ 湿潤化

石綿が使用されている建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業をするときは、それらを湿潤なものとしなければなりません。

⑧ 隔離・立入禁止等

- a 建築物又は工作物の解体等の作業における、吹付け石綿の除去、封じ込め又は吊りボルトを取り付ける等の囲い込みの作業、石綿等の切断等の作業を伴う石綿含有 保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業を行うときは、次の措置を講じなければなりません。ただし、同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りで ありません。
 - ・当該作業場所をそれ以外の作業場所から隔離
 - ・作業場所の排気に、集じん・排気装置を使用

- ・作業場所を負圧に保つ
- ・作業場所の出入り口に前室を設置
- b 建築物又は工作物の解体等の作業における、石綿等の切断等の作業を伴わない石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業、a以外の囲い込みの作業を行うときは、当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。
- また、特定元方事業者は、関係請負人への通知、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければなりません。
- c その他の石綿を使用した建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業においても、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。

⑨ 付着物の除去、隔離の措置解除

- a 保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してもなりません。
- b 足場、器具、工具等について、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着したものを除去した後でなければ作業場外に持ち出してもなりません。
- c 作業場所の隔離の措置を講じたときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、吹き付けられた石綿等の除去の作業又は石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業を行った場合にあっては、当該建材を除去した部分を薬液等により湿润化した後でなければ隔離の措置を解いてはいけません。

建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体工事等の発注時における措置

① 情報の提供

建築物等又は鋼製の船舶の解体工事等、封じ込め又は囲い込みの作業の発注者は、工事の請負人に対し、当該建築物等における石綿含有建材の使用状況等（設計図書等）を通知するよう努めなければなりません。

※ 発注者とは、注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わいで注文している者を言います。

② 注文者の配慮

建築物等の解体工事等、封じ込め又は囲い込みの作業の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により石綿による健康障害防止のため必要な措置を講ずることができなくなることのないよう、解体方法、費用等について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令の遵守を妨げないよう配慮しなければなりません。

労働安全衛生関係法令や告示、通達については、厚生労働省のホームページ「アスベスト（石綿）情報」で見ることができます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seikatsu/sekiyu/hourei/index.html>

また、建設業労働災害防止協会では、石綿障害予防規則に沿って作業を進める際の参考となる情報と対策手法をまとめた「建築物の解体工事等における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」を作成しています。

(2) 大気汚染防止法による規制

① 作業の届出

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、作業開始日の14日前までに、届出をしなければなりません。

- 当該建築物等の所在地を管轄する支庁地域振興部環境生活課に届出書を2部提出してください。
- ただし、札幌市、旭川市及び函館市の工場・事業場、小樽市、室蘭市及び苫小牧市の事業場に係る特定粉じん排出等作業については、各市の環境行政担当部局に提出してください。

届出先

所在地	工場	事業場
札幌市、旭川市、函館市	市役所	市役所
小樽市、苫小牧市、室蘭市	支庁	市役所
上記以外の市町村	支庁	支庁

なお、支庁への届出様式は北海道電子自治体共同システムからダウンロードできます。
(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/jsk/elg_sinnsei.htm)

また、道では独自に、届出者から「特定粉じん排出等作業完了報告書」により報告を徴収し、作業の完了確認を行っています。

※「特定粉じん排出等作業」

特定建築材料が使用されている建築物その他工作物の解体、改造又は補修作業。

ただし、作業場所から特定粉じんが排出されず、かつ飛散しない場合には、特定粉じん排出等作業に該当しません。

※「特定建築材料」

吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）。

なお、「石綿を含有する」とは、建築材料の製造又は現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたことをいい、それが不明な場合にあっては、石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えることを言います。

② 作業基準

a 作業内容の掲示

見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けなければなりません。

- ・届出年月日及び届出先、届出者の氏名（名称）及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- ・特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・特定粉じん排出等作業の方法
- ・現場責任者の氏名及び連絡場所

b 作業の方法

項	作業の種類	作業基準
1	特定建築材料が使用されている建築物等の解体作業（2項又は3項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して、作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>1 ①特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離する。 ②作業場の出入口に前室を設置する。</p> <p>2 ①作業場を負圧に保つ。 ②作業場の排気に、HEPAフィルタ（日本工業規格Z8122）を付けた集じん・排気装置を使用する。</p> <p>3 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。</p> <p>4 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、 ①除去部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布する。 ②作業場内の特定粉じんを処理する。</p>
2	1項の作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）を除去する作業であって、特定建築材料を搔き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去するもの（3項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して、作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>1 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生する。</p> <p>2 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。</p> <p>3 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、 ①除去部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布する。 ②作業場内の特定粉じんを処理する。</p>

項	作業の種類	作業基準
3	1項の作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業 (例)人の立入が危険な状態の建築物の解体	作業の対象となる建築物等への散水又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
4	特定建築材料が使用されている建築物等の改修又は補修作業	次に掲げる事項を遵守して、作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 1 特定建築材料を搔き落とし、切断、又は破碎により除去するとき、1項の1～4の遵守 2 特定建築材料を1以外の方法により除去するとき、2項の1～3の遵守 3 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるとき、特定建築材料の劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去する。

③ 注文者の配慮

注文者は、工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付けないように配慮しなければなりません。

※ 大気汚染防止法に基づく手続きに関して、次のような不備な事例がみられるので、届出や除去等作業にあたっては、十分な確認が必要です。

- ・施工現場が届出書の添付図面と整合していない
- ・隙間があるなど隔離が不十分
- ・作業場内の設備の養生洩れ
- ・掲示板が設置されていない、設置場所が不適切、記載内容の不足

環境省は、大気汚染防止法令や通知、実際の現場において適正な飛散防止対策を講じるに当たっての留意点などを作業の流れに沿って示した「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」をホームページ「石綿（アスベスト）関連情報」に掲載しています。

(<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>)

また、財団法人日本建築センターが吹付けアスベストの処理方法に関する技術的マニュアル「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」を作成しています。(http://www.bcj.or.jp/c05/06/c05_06.html)

様式第3の4

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

北海道知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
 法人にあつては、その代表者 印
 の氏名
 電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項(第2項)の規定により、
 次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業(次項又は3の項を除く) 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿を含有する保温材 、断熱材又は耐火被覆材を除去する作業(搔き落 とし、切断、又は破碎以外の方法で除去するもの) (次項を除く) 3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	※整理番号	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する保温材 3 石綿を含有する断熱材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要 注文者の氏名又は名称 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	耐火・準耐火・その他 延べ面積 m ² (階建) 電話番号 電話番号	※備考

- 備考 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要及び同項第3号から第5号までに規定する事項を記載した書類とみなす。
 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

別紙、

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法		除 去・囲い込み・封じ込め・その他
集 じん ・ 排 気 装 置	機種・型式・設置数	
	排気能力 (m^3/min)	(1時間当たり換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

備考

- 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m^3) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

別紙様式

特定粉じん排出等作業完了報告書

平成 年 月 日

支庁長様

報告者 住 所

氏 名 印

電話番号

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

平成 年 月 日に届け出た大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等実施届に係る特定粉じん排出等作業が完了したので、次のとおり報告します。

特定工事の場所 (工事の名称)				
特定粉じん排出等 作業の種類				
特定粉じん排出等 作業の実施の期間		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	※届出書整理番号	特 第 号
特定建築材料の種類			※受理年月日	平成 年 月 日
特定粉じんの排出量		kg	※備考	
特定粉じん を運搬 した者	氏名			
	住所			
特定粉じん を処分した 施設	名称			
	住所			
特定工事の 施工者	氏名			
	住所			
連絡先	担当者氏名	TEL		
アスベスト粉じん 濃度の測定	別紙のとおり(測定結果報告書の写しを添付のこと)			

注 ※の欄は、支庁記入欄ですので、報告者の方は記入しないでください。

(3) 建設リサイクル法による規制

① 対象建設工事

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）の規制対象となる建設工事は、次のア、イの条件を満たす工事です。

ア 特定建設資材を用いた建築物等に関する解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等

※ 特定建設資材

- ・コンクリート
- ・コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ・木材
- ・アスファルト・コングリート

イ その規模が建設リサイクル法施行令で定める次の基準以上のもの

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80 m ²
建築物の新築・増築	床面積の合計 500 m ²
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額 1億円
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額 500万円

② 届出

対象建設工事の発注者（自主施工者を含む）は、工事着工の7日前までに建築基準法の特定行政庁（参考資料16（P84）を参照）へ届出をしなければなりません。

届出様式や窓口などの詳細は、北海道のホームページ「建設リサイクル法のページ」で見ることができます。

（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/recycle_hp/risaikuru1.html）

③ 事前調査

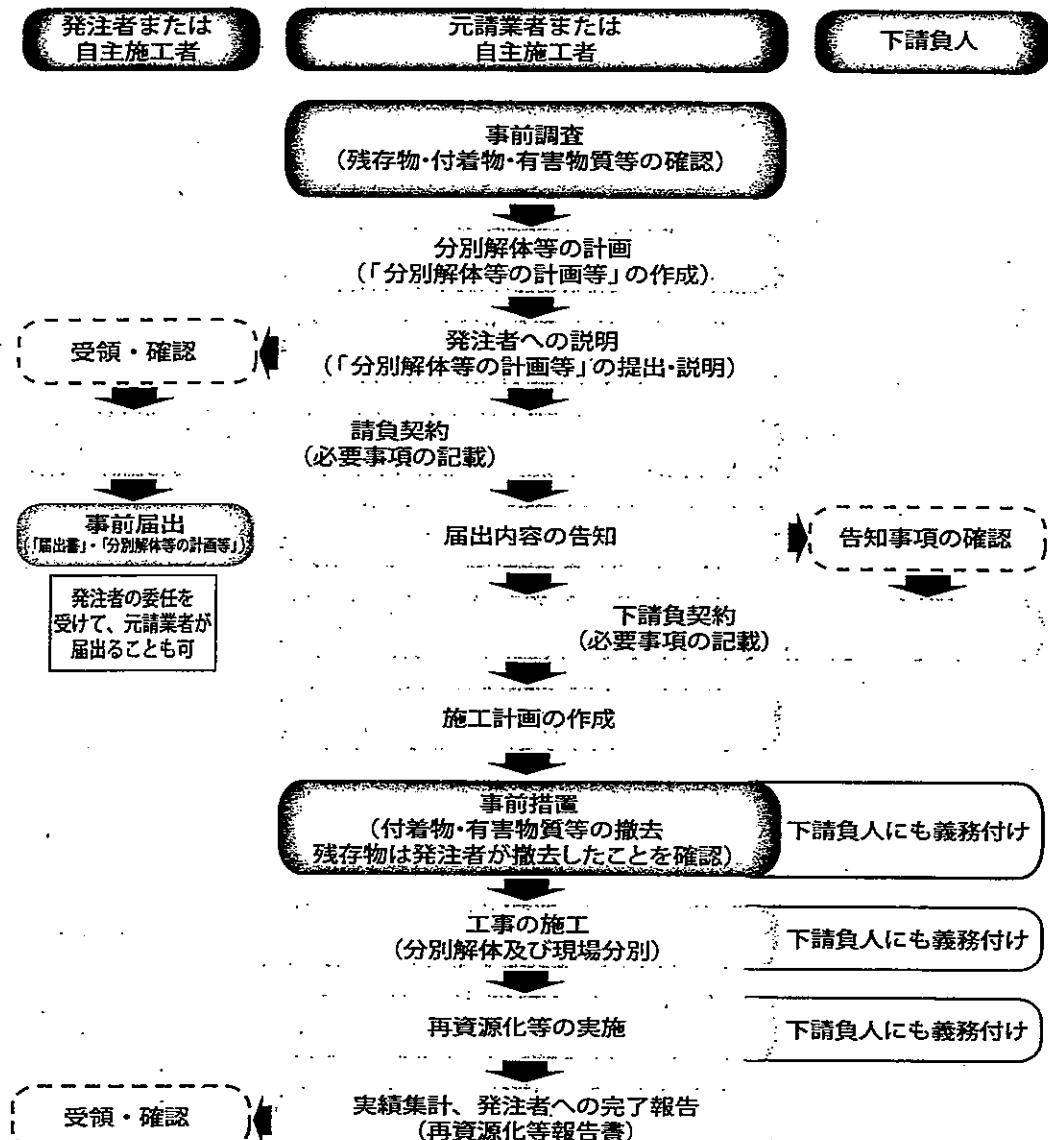
解体工事等を行う元請業者は、吹付け石綿その他の特定建設資材に付着した物の有無の調査を行わなければなりません。また、特定建設資材に付着していないアスベスト含有製品などの有害物質も事前調査の対象になります。

④ 事前措置

解体工事等を行う元請業者は、工事の施工前に、吹付け石綿その他の特定建設資材に付着した物や付着していないアスベスト含有製品などの有害物質を除去してから、分別解体・再資源化することが義務づけられています。

※ アスベスト以外の有害物質についても、各種の法律により取扱いが規制されており、それらの法律も遵守して事前調査、事前措置、施工、廃棄物処理することが必要になります。

<建設リサイクル法によるフロー>



<付着物等の例>

特定建設資材の付着物(※)		その他事前措置の必要なもの
石綿	飛散性 (準ずるものも含む)	吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール 石綿含有煙突断熱材
	非飛散性	ビニール床タイル
その他の付着物	吹付けロックウール パーライト吹付け 打込み木毛セメント板 打込み木片セメント板 打込み発泡ポリスチレン板 吹付け発泡ウレタン	
その他		PCB含有物 (廃PCB・PCB汚染物を含むもの) 冷凍機冷媒フロン 冷凍機冷媒臭化リチウム 砒素・カドミウム含有石膏ボード 蓄電池 蛍光灯

(※) 建設リサイクル法で事前除去が義務付けられている付着物

(4) 廃棄物処理法による規制

飛散性を有するアスベスト廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）において、特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として収集、運搬、処分等の基準が定められています。

また、特別管理産業廃棄物に該当しないアスベスト廃棄物についても、「石綿含有産業廃棄物」として収集、運搬、処分等の基準が定められています。

① アスベスト廃棄物とは

ア 飛散性アスベスト廃棄物

廃棄物処理法では、廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）から発生する物などが特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」に定義付けられており、具体的には、次のとおり、廃棄物処理法施行規則で定められています。

1 建築物その他の工作物（以下、「建築物等」という。）に用いられる材料であって石綿を吹きつけられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿

2 建築物等に用いられる材料であって石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの

イ 石綿保温材

ロ けいそう土保温材

ハ パーライト保温材

ニ 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

3 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

イ 非飛散性アスベスト廃棄物

従前は、非飛散性アスベスト廃棄物について法令上の定義は定められていませんでしたが、廃棄物処理法の改正により、平成18年10月1日からは、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）が、石綿含有産業廃棄物として定義され、処理の基準が定めされました。

② 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

事業者（元請業者）は、廃石綿等の処理に関する業務を適切に行わせるため、廃石綿等を生ずる事業場（工事現場）ごとに、法律で定めた資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならぬとされています。

また、道では、廃棄物処理法施行細則を制定し、事業者が特別管理産業廃棄物管理責任者を設置又は変更、廃止をした場合には、設置又は変更、廃止をした日から30日以内に特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更・廃止）報告書を知事（各支庁環境生活課）に提出することを義務付けています。

③ アスベスト廃棄物の保管

廃棄物処理法では、排出事業者に対して、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準及び特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管することが義務づけられています。

- ① 保管の場所の周囲には囲いを設け、見やすい箇所に必要な事項（保管場所である旨、廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）、管理者の氏名、名称、連絡先等）を記載した掲示板を設けること。
- ② 保管の場所から廃棄物が飛散・流出、地下浸透、悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。
- ③ 保管の場所に、ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ④ 他のものが混入するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ⑤ 飛散性アスベスト廃棄物を保管する場合は、梱包するなど廃石綿等の飛散防止のために必要な措置を講ずること。
- ⑥ 石綿含有産業廃棄物を保管する場合は、覆いを設ける、梱包をするなど石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

④ アスベスト廃棄物の委託処理

アスベスト廃棄物の処理を委託するときは、知事又は政令市（札幌市、函館市及び旭川市）の各市長の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理しなければなりません。

委託の手順

- ① 産業廃棄物処理業者の事業の範囲、許可証の確認（収集運搬は積込みと荷下し場所の許可の確認）
- ② 事前に、産業廃棄物処理業者と書面による委託契約の締結（許可証の写し、最終処分の場所を確認）
- ③ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付及び搬出時の立会
- ④ 処理の確認
- ⑤ マニフェストが未回収の場合の知事又は政令市長への報告
- ⑥ 委託契約書、返送されたマニフェストの5年間保存

※ なお、委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を委託契約書及びマニフェストに記載する必要があります。

アスベスト廃棄物処理の概要については、52ページの「アスベスト廃棄物処理の概要」をご覧ください。

関係法令、通知については、環境省のホームページ「石綿（アスベスト）関連情報」で見ることができます。（<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index7.html>）

また、排出事業者、収集・運搬業者及び処分業者や地方自治体の行政担当者向けに、廃石綿等に関する法的手続や保管、収集・運搬、中間処理、最終処分までの手順等についてまとめた「廃石綿等処理マニュアル（暫定）」があります。

（http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/04.html）

アスベスト廃棄物処理の概要

